

令和4年度7月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和4年7月11日（月）
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室
 出席者 農業委員 7名、最適化推進委員 11名
 事務局 3名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局	これより令和4年度第4回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、7番 亀山委員・1番 篠田委員にお願いします。
4 報告事項	<p>【報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】</p> <p>加川議長 報告第8号について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局長 報告第8号の1番の朗読</p> <p>加川議長 皆様の方から報告第8号について、何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>加川議長 ないようですので、報告第8号、報告させていただきます。</p>
	<p>【報告第9号 認定電気通信事業者が行う無線基地局の設置に伴う農地転用について】</p> <p>加川議長 報告第9号について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局長 報告第9号の1番、2番の朗読</p> <p>加川議長 皆様の方から何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>加川議長 ないようですので、報告第9号、報告させていただきます。</p>
	<p>【報告第10号 公共工事の施工に伴う工事附帯施設設置に係る農地転用報告書について】</p> <p>加川議長 報告第10号について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局長 報告第10号の1番の朗読</p> <p>加川議長 皆様の方から何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>加川議長 ないようですので、報告第10号の1番、報告させていただきます。</p>
	<p>【報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】</p> <p>加川議長 報告第11号1~3番について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局長 報告第11号の1~3番、まとめて朗読</p> <p>加川議長 皆様の方から何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>加川議長 ないようですので、報告第11号の1~3番、報告させていただきます。</p>
5 議事	

加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第19号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひします。第1番～3番と4番～5番に分けて審議します。
事務局長	議案第19号1番～3番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1～3番の案件につきまして畠委員説明をよろしくお願ひいたします。
畠委員	議案第19号1～3番につきまして、説明させていただきます。 6月29日に池口委員、福島委員と事務局と所有者の方の3名で現地確認をしました。 その日、私は都合が悪かったので、7月5日に現地確認をいたしました。 事務局から説明がありましたように、構造改善の残地で、農地パトロールでもB判定になっている場所です。航空写真を見ていただいたらわかると思いますが、山の際で山林化していくまして何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。 以上です。
加川議長	池口委員、何か補足説明ありますでしょうか。
池口委員	畠委員が言われましたように、6月29日に現地を確認いたしましたが、相違ありませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	福島委員、何か補足説明ありますでしょうか。
福島委員	さきほど畠委員、池口委員が言われたとおり間違いありませんので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第19号の1～3番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第19号の1～3番は承認されました。
事務局長	議案第19号4番～5番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、4～5番の案件につきまして内藤委員説明をよろしくお願ひいたします。
内藤委員	議案第19号4～5番につきまして、さきほど事務局から報告がありましたように、6月28日に永見委員、木村委員、事務局と私とで現地確認をさせていただいています。 4番の添谷に関しまして、こちらの近くに住んでいますので現状は確認していますが、長い間耕作がなされておらず原野化しており、再び畠・農地として利用することは困難だというように思っています。 それから5番の大瀧の事案に関しましても、この図面とは現状は変わっていましたが、山林化していましたので審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	永見委員、何か補足説明ありますでしょうか。
永見委員	内容につきましては、さきほど内藤委員の言われる通とおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	木村委員、何か補足説明ありますでしょうか。
木村委員	ただいま内藤委員、永見委員が説明されたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第19号の4～5番の案件につきまして、一括して賛成の方の举手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第19号の4～5番は承認されました。
加川議長	議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひします。
事務局長	議案第20号1～2番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、20号1～2番の案件につきまして篠田委員説明をよろしくお願ひいたします。
篠田委員	<p>議案第20号につきまして、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず1番目ですが、6月28日に、安酸委員と井上委員、中村委員、事務局、譲受人の方と私とで現地確認をしています。場所としましては、駅裏を溝口方向に向かって警察署の前に出る細い道路がありますが、段々道路が細くなっています。最後には軽トラも通れないようなところです。</p> <p>現地確認しましたが、段差が付いていてどうやってトラクターが入るのだろうかというような所でした。ここに太陽光パネルを建てられるということでしたので、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして2番目につきまして、1番目と同じ日に同じメンバーで現地確認をしています。これは米子道の四車線化の工事が今後本格化してきますが、トンネルを掘るということで工事関係者の方の車両がかなり増えています。今、事務所が建っていますが、その裏に田があることを抜げられるということです。</p> <p>アスファルトにもするということですが、一時転用ですので、最終的にはそれをはつて元の田のように戻されるということでした。</p> <p>審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
加川議長	安酸委員、何か補足説明ありますでしょうか。
安酸委員	<p>さきほど篠田委員の言われたとおりで間違いありませんが、多少付け加えさせていただきます。</p> <p>1番の太陽光発電用地は溝口5区という集落になっています。見に行った時に当該地が緊急避難場所になっています。そのことが解消できないと、ということでお話させていただきました。さきほど事務局の方に聞いたら、これは解消できたということでした。また、太陽光パネルを建てたあと、パネルの下の草刈りをきちんとしていただけますかということをお尋ねしたところ、責任を持って行ないますということでしたので、そのことについては安心いたしました。</p> <p>もう1点は、さきほど篠田委員が言われたことに間違いありませんので、よろしくお願ひいたします。</p>
加川議長	井上委員、何か補足説明ありますでしょうか。
井上委員	さきほど篠田委員・安酸委員の説明されたとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

加川議長	中村委員、何か補足説明ありますでしょうか。
中村委員	さきほど篠田委員・安酸委員の説明されたとおりですので、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何かご意見・質問等ありますでしょうか。
畠委員	ちなみに、パネルは何枚くらい設置されるのですか。 面積が広いので結構な枚数になるかと思いますが。
篠田委員	効率よく並べてありましたので、かなりの枚数になると思います。 130枚～140枚位になると思います。
事務局長	それくらいになります。
畠委員	結構な枚数ですね、わかりました。
加川議長	その他に、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	2番目の案件について、何かありませんか。
加川議長	他に質問・意見がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、1番と2番を一括して採決します。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第20号1～2番は承認されました。
事務局長	議案第21号 農用地利用集積計画の審議についてですが、 今回20～21件目が篠田委員に関する案件ですので、退席していただいて先に審議したいと思います。 議案第21号－1 篠田委員の農用地利用配分計画に関する案件、朗読 議案第21号－2 その他の者による農用地利用配分計画に関する案件、朗読 最初に篠田委員の案件を審議したいと思いますので、篠田委員さん、ご退席をお願いいたします。
篠田委員	退席
加川議長	先に篠田委員の20～21番の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第21号－1、20～21番は承認されました。
篠田委員	着席
加川議長	議案第21号－2 その他の者による農用地利用集積計画の案件について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第21号－2 20～21番以外の台帳番号の農用地利用集積計画の案件、朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	何か、皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第21号－2、その他の台帳番号は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。

6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願ひします。
事務局	先ほどの農地部会の報告をお願いします。
畠委員	<p>定例会の前に、農地部会を開きました。</p> <p>8月の農地一斉パトロールの件につきまして、実施日が8月27日土曜日、午前7時に出発式で本庁舎集合です。少し早めに集合しておいていただきたいと思います。</p> <p>今年の農地パトロールの重点項目としまして、『Aの a』と『Aの b』、昨年から変わっています。『Aの b』というのは、重機を搬入すれば復活するという農地の項目が増えています。昨年も同じメンバーで農地パトロールをしていますので、皆さんご存知かと思います。</p>
事務局長	農地パトロールの件につきましては、8月の定例会の後に再度、説明をしたいと思いますので、その時にお願いします。
畠委員	<p>今年度も昨年と同じく、『A判定』を重視していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それからさきほど事務局長の方から説明がありました、8月の定例会の後に、再度説明が行われるということですが、昨年の写真の資料で、こういうケースはこういう判定にして下さいというような参考資料をもらっていますが、それを基にして農地パトロールを行なっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
加川議長	その他に何か、皆様から何かありますか。
事務局長	<p>皆様にお諮りしたいことがありますので、ご提案させていただきます。</p> <p>実は議会事務局の方から、議員さんと農業委員さんとの意見交換会を実施したいという提案がありました。議員さんも全員ではなく、総務常任委員会の方7名と、農業委員会の方は19名全員というわけにはいきませんので、農業委員さん8名でというふうに考えています。</p> <p>時期につきましては、10月11日の定例会のあとか、もしくは11月10日の定例会のあとというふうに考えています。</p> <p>皆様にお聞きしたいのは、この意見交換会の依頼を受けてもよろしいかという点と、10月と11月のどちらにするかという点です。</p> <p>前向きにご検討をお願いしたいと思います。</p>
加川議長	そういう事務局長の説明ですが、よろしいですか。
畠委員	前回はいつ頃でしたか？
加川議長	<p>かなり昔です。</p> <p>意見交換会が終わった後に、懇親会をしました。</p>
事務局長	今回は、懇親会は無理だと思います。
加川議長	<p>そうしますと、やる方向で調整したいと思います。</p> <p>10月と11月とどちらがよろしいでしょうか。</p>
畠委員	10月はまだ稲刈りが残っています。11月はそれでも大体終わっているかと思います。
篠田委員	11月も終わってないと思います。
事務局長	出来れば、10月がいいかと思います。多分議案が少ないのでないかと思いますので。

	これは事務局で調べてみます。転用関係は予測できませんが、利用権設定の数が少ない方で、事務局で調整させていただいてよろしいですか。
篠田委員	私はどちらかというと、10月の方がいいかもしれません。
事務局長	10月のほうがいいという意見が出ましたが、10月でよろしいでしょうか。
事務局長	では、10月にしたいと思います。 時間についてですが、大体今回くらいの議案の件数ならすぐ終わりますが、件数が多いと時間がかかりますが、10時30分から12時までの1時間30分ということでということで、議会事務局と調整したいと思います。議案が多くあって議事の時間がずれた場合は少し待っていただくことになりますので、議会事務局と相談させていただくということでおよろしいですか。
加川議長	そういうことで、農業委員さん、よろしくお願ひいたします。
福島委員	久しぶりの意見交換会だと思いますが、町議会の方は我々と話をするということは、何か目的があるのでしょうか。
加川議長	今後の農政を考えるにあたって、農業委員会の意見を聞きたいということだと思います。
福島委員	ひとつ提案ですが、中山間地等支援事業が今第5期対策ですが、第6期対策に関して、いろいろな要望書等が地元の役員に対して、農業委員会からあるらしいと聞いたのですが、それについて模索といいますか、事務局として何かありますか。
事務局長	その話はよくわかりません。
福島委員	中山間地等支援事業の役員の方へ、役場の産業課の方からかも知れませんが、第6期対策に対しての要望書等がいろいろ出ていると聞いたものですから。
事務局長	その件は把握していませんが、中山間地等支援事業と多面的の活動の中で、農村ボランティアとして大学生を呼んできて、活動してもらう。 先日出した文書は、共生の里事業に関するアンケート調査ということで、農村ボランティアの力により、水路とか農道の管理が今なかなか大変で困っているのでそれを手伝っていただきたいとか、そういう要望があるとか、そういった意向調査です。 第6期対策に対する要望というのは、まだないと思います。
福島委員	もし何かありましたら、お願いします。
加川議長	その他に何か、皆様から何かご質問等ありますか。
井上委員	利用権設定の件で、鳥取県農業農村担い手機構がこの度、太平原の土地を約2町歩ほど契約して借りておられるわけですが、それから先の分は今回の農業委員会の農用地利用集積計画に出てきていません。
事務局	この度井上委員さんがお尋ねされている件は、今回集積計画ということで、いったん地主さんから担い手機構の方へ貸して、今は少し荒れているような状況になっていますので、借り手の方が整備してから今度は機構から借り手の方へ貸し出すという流れになっています。 一般的には同じ月の議案で、貸し手から機構へ貸す、機構から借り手の方にまた転貸するというのをいっしょに議案に出しますが、今回は途中で耕耘作業というのをしてからということが発生していますので、今度機構から借り手への配分計画の方が次回以降の農業委員会での審議という流れになります。ご承知いただければと思います。
井上委員	借りるのは担い手機構が借りていますが、誰が次そこを借りられるのかということが、

	今の時点では書類的にはわかりません。 耕耘してきれいにしてから、機構が貸すということが出来るのですか。
事務局長	そういう事業があります。正式な事業としてあります。
井上委員	それは契約をしているのですか。
事務局長	機構が見積を取って、次に借りる人がきれいにします。あるケースでは、自分が借りる農地を自分できれいにしたりしています。このケースはかなり大規模の荒廃農地なので、県と町が負担する補助金を利用してやっています。 今回の件はそこまで荒廃していないので、地元の農家を使ってきれいにして、地元の農家に貸し付けるということです。 2種類の方法があります。
井上委員	わかりました。今まで同時に出ていたことが多かったから、聞いてみました。
事務局長	同時に出す場合は、きれいな農地をきれいなまま転貸するので、そういうふうに出来ますが、今回の件は、荒廃農地をいったん保全するという事業があります。
井上委員	わかりました。
加川議長	よろしいですか、皆様、他に何かご質問等ありますか。
畑委員	前回の定例会の時の質問で、農業委員の活動日誌の書き方について回答はありましたか。
事務局	活動日誌の書き方について確認をしましたが、例としてあるのが『農水省のガイドラインについて』ということで、3月頃にお渡ししている資料があると思いますが、活動記録の書き方について、たとえばこの間ご質問のあった、家からどこまでの圃場の無事を確認したというのも、『3-①-イ』利用状況調査以外の現地確認ということで書いて下さいということです。 書き方の資料は、これに書いてあるところまでということです。今後、まだまだどういうふうに書いたらよいのかわからないという声もあがっているので、また改めて、そういう例としての書き方等について出されるかも知れないですが。 ここで例として上がっているのは、集落の話の中で、誰々さんから来年は畑の耕作をやめたいというような話があったのを聞いたとか、朝田んぼに行く途中で、どこでイノシシが圃場にいるのを発見したとかというのも、利用状況調査以外の現地確認ということでありますし、歩いていたら誰々さんに会って、来年から自分の田んぼを貸したいというような話があったというのも、担い手の集積に関する話になりますので、そういうことも書いて下さいということでした。
畑委員	もう1回確認させていただきたいのですが、説明があった、田んぼを見回りしている時に地主さんといろいろ会話をして、来年は年を取ったから辞めるとか、そういうのは2番の担い手の集積に関する話ということでよいのですが、問題なのは自分の田んぼを見に行くとかは、そういうのはほとんど皆さん毎日されていると思いますが、それをずっと書いていいのか。これは例にもありますが、私の考えで、二部地区を担当していますが、自分の地域の限定した田んぼを水の管理等で大体毎日通って見てますが、そういうのも書いてよいのかということを再確認したいと思います。 本当は地域全体の分を農地パトロールの時みたいな感じで、その担当地域全体の分を見て回っているのを書くのが筋ではないかと私個人的には思います。
事務局長	場所を特定して書くわけではありませんので、それでよいと思います。毎日書く必要も

	<p>ありません。ひと月に8回以上お願ひしますということです。</p> <p>先ほどの質問の件も、担い手への農地の集積に関して、役場との打ち合わせとして書いてもらえばいいです。そういうチャンスを逃さず、書いていただきたいということです。</p>
畠委員	<p>なんでも書けばいいというわけにはいきません。</p> <p>2番と3番は、今言われた地主さんとちょっと立ち話をしたことは書けばいいですけど、自分の田んぼを見に行ったのを書いててもよいということですか。</p>
事務局長	<p>今畠委員が言わされたように、総会に出席したのは書いても1回とカウントされないことは一覧表に書いてあります。次回は総会に出席した後、その後に農地パトロールの研修会をするので、それは『研修会』で書いてもらってもよいです。</p> <p>たとえば、農地パトロールの集積目標のための研修会ということで書いてもらえばよいです。こういうことを書いててもよいかということを直接聞いてもらったらと思います。</p>
井上委員	『研修会』はだめ、みたいなことが書いてなかつたですか。
事務局長	<p>『研修会』も総会の普通の研修会はだめですが、集積とか、担い手に関する『研修会』は、そこに入れてもよいということです。</p> <p>2番や3番に関する研修会は入れてもよいということです。</p> <p>毎日田んぼを見に行きましたと書いてもらつては困ります。地域の農道・水路の見回りをしたという書き方です。</p>
井上委員	それは、前回の時に畠委員が言われましたが、農業委員の立場としてではなくて、自分の田んぼを見に行くのは個人の都合で行くわけですが、それでもよいですか。
事務局長	それは何回もよいと農業会議の方が言っておられました。
畠委員	それを書くのはちょっと気が引けますが。わかりました。
中曾委員	前回の研修の時に、事務局から月に6回程度という説明があつたと思います。
事務局長	目標は7回です。年平均です。冬場はあまり行かないで、農繁期は多めに書いていただかないとひと月平均が8回以上にななりません。
中曾委員	わかりました。
事務局長	<p>冬場は、利用権設定の強化月間を設けるという説明をしましたが、その時に、利用権設定の意見を担い手に聞くというのは、それは完全に農地集積に関する活動になりますから、それはどんどん書いてもらえばいいです。貸す人と借りる人のマッチングを、農業委員がコーディネートしたということを書いてもらえばいいです。</p> <p>強化月間は3か月間あります。その都度また事務局から説明させます。</p> <p>この目標設定は、絶対しないといけないことですので、皆さんの協力なくしては出来ませんので、よろしくお願ひいたします。</p>
加川議長	次回8月の定例会は、8月10日水曜日、午前9時30分から本庁舎3階の大会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
加川議長	以上をもちまして、第4回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時20分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

7番

龜山英登

1番

篠田晴郎

